

**『新規規制基準適合性審査の進捗状況について』
～「基準地震動の超過確率」及び「津波評価方針の指摘回答」
に関する審査会合（10月6日開催）について～**

9月1日の審査会合において基準地震動が決定したことから「その超過確率」について、また、7月21日の「津波評価方針」の審査会合で受けた指摘事項のうち「仮想的な大規模津波の策定に関する回答」について、10月6日に開催された審査会合において審査を受けました。

その結果、当社からの説明と回答に対して、概ね妥当な検討がなされたとの評価が得られました。

引き続き、「耐震設計の基本方針」、「津波影響評価」、「地盤の安定性評価」などの審査に取り組んでまいります。

【適合性審査のこれまでの動き】

事業許可申請書に関する新規規制基準への適合性審査は、原子力規制庁によるヒアリング審査が平成26年1月22日～平成29年9月30日までに計142回、原子力規制委員会による公開での審査会合が、平成28年6月から平成29年9月までに計10回実施されています。



【写真】10月6日審査会合

施設関係としては「金属キャスクの基本的安全機能」等が対象となりますが、昨年6月までに概ね規制基準への適合性が確認されています。

一方、地震・津波関係については、昨年6月から審査会合で分野（「地質・地質構造」「火山」「地震・地震動」「津波」「地盤安定性」）毎に審査されることとなり、「地質・地質構造」と「火山」は昨年12月16日、

「地震・地震動」は9月1日の審査会合において「概ね妥当」と評価されました。

また、「津波」は7月21日の審査会合から審査が開始されており、その審査会合での指摘事項（仮想的な大規模津波の策定（保守性）、施設評価の考え方など）への回答を今回の審査会合から始めました。

【表】 これまでの審査の回数

| 適合性審査 | | ヒアリング 審査 | 審査会合 |
|-------|---------|----------|------|
| 事業許可 | 施設関係 | 101回 | 1回 |
| | 地震・津波関係 | 41回 | 9回 |
| 計 | | 142回 | 10回 |

【基準地震動の超過確率の審査について】

(1) 基準地震動とは

施設の耐震評価・設計を行うためには、想定される地震によって生じる最大の揺れを適切に評価することが必要であり、その際に想定する地震の揺れの大きさを「基準地震動」といいます。

(2) 9月1日の審査会合で決定した「基準地震動」

| 種類 | 基準地震動 | 最大加速度(ガル) | |
|---------|------------------------------|----------------------|-----|
| Ss - A | 敷地ごとに震源を特定して策定する地震動に基づく基準地震動 | 600 | |
| Ss - B1 | 震源を特定せず策定する地震動 | 2004年北海道留萌支庁南部地震 | 620 |
| Ss - B2 | | 2008年岩手・宮城内陸地震(栗駒ダム) | 490 |
| Ss - B3 | | 2008年岩手・宮城内陸地震(金ヶ崎) | 430 |
| Ss - B4 | | 2008年岩手・宮城内陸地震(一関東) | 540 |

(3) 「基準地震動の超過確率」とは

基準地震動を超える地震動が発生する1年あたりの確率のことであり、言い換えると、何年間あたりに1回発生する確率とすることができます。

(4) 評価結果

- 基準地震動 Ss-A の年超過確率は、 10^{-4} ~ 10^{-5} 程度（1万年に1回～10万年に1回程度に相当）である。
- 基準地震動 Ss-B1～B4 の年超過確率についても、 10^{-4} ~ 10^{-5} 程度（1万年に1回～10万年に1回程度）である。

【仮想的大規模津波の策定に関する指摘回答】

(1) 7月21日の審査会合での説明内容と指摘事項

使用済燃料貯蔵施設は、金属キャスクが浸水に耐えるように設計されていることなどから、津波の敷地への浸水を基本的に防止することが要求されている原子力発電所と、施設の特徴が大きく異なるものとなっています。

このため、さらなる安全性向上の観点から、自主的に浸水に対する検討を実施した結果、施設の基本的安全機能を確保できることが確認できたため、津波評価方針を変更することとし、その妥当性について審査会合において審査を受けました。

その結果、より詳細な説明や検討を求める意見や指摘がなされ、引き続き審議していくこととなりました。

| 項目 | 主な説明内容 | 指摘事項 |
|-------------|--|--------------------------------------|
| 津波評価方針 | 自治体の評価をベースに仮想的大規模津波を設定して施設への影響を評価する。 | 仮想的大規模津波の保守性について、もう少し説明が必要。 |
| 津波の施設への影響評価 | 仮想的大規模津波に対し、施設の基本的安全機能が確保できる。 | 仮想的大規模津波に対する施設評価の考え方等について、引き続き審議が必要。 |
| 耐津波設計方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・津波防護施設、浸水防止設備等の設置は不要である。 ・津波は、基本的安全機能の観点から考慮すべき設計事象に該当しない。 | |

(2) 今回審査会合での指摘回答

回答内容に対する評価については、以下の通りとなりました。

なお、津波の施設への影響評価、耐津波設計方針に関する指摘事項については、次回以降の審査会合にて回答していく予定です。

| 項目 | 説明内容 | 状況 |
|--------|--|-------------|
| 津波評価方針 | 仮想的大規模津波の策定（保守性）について、以下の説明を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・津波堆積物調査データについて写真等で補足説明 ・仮想的大規模津波について、波源モデルのすべり量を考察するなどして、設定の保守性の検証を実施 | 概ね妥当と評価された。 |

以上